

大分大学経済学部情報公開委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年経済学部規程第12号

(目的・設置)

第1条 大分大学経済学部の教員が保有する「法人文書」の管理とその公開を円滑に実施する方策を審議するため、大分大学経済学部情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教務委員長
- (3) 学生生活委員長
- (4) 入試委員長
- (5) 就職委員長
- (6) メジャーの教員 各1人

2 前項第6号の委員は、教授会の選考に基づき、学部長が指名する。

(任期)

第3条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年経済学部規程第7号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和6年経済学部規程第6号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。